

四日市市告示第26号

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年1月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第465号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）			
四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目			
（単位：円）			
種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる。）	<u>4,900</u>
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	<u>21,560</u>
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	<u>166,320</u>
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	<u>169,400</u>

歩行支援用具	下肢が不自由な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>	<u>66,000</u>
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	<u>99,000</u>
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	<u>73,700</u>
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用できるもの	<u>16,500</u>
車いす（電動以外）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	<u>77,440</u>
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	<u>13,380</u>
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	<u>62,040</u>
クールベスト	体温調節が著	疾病の症状に合わせて体温調	<u>22,000</u>

	しく困難な者	節のできるもの	
紫外線カット クリーム	紫外線に対する 防御機能が 著しく欠け て、がんや神 経障害を起こ すことがある 者	紫外線をカットできるもの	<u>41,580</u>
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に 障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介 助者が容易に使用し得るもの	<u>39,600</u>
パルスオキシ メーター	人工呼吸器の 装着が必要な 者	呼吸状態を継続的にモニタリ ングすることが可能な機能を 有し、介助者等が容易に使用 し得るもの	<u>173,250</u>
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を増 設した者	小児慢性特定疾病児童又は介 助者が容易に使用し得るもの	<u>113,520</u>
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を増 設した者	小児慢性特定疾病児童又は介 助者が容易に使用し得るもの	<u>149,160</u>
人工鼻	人工呼吸器の 装着又は気管 切開が必要な 者	小児慢性特定疾病児童又は介 助者が容易に使用し得るもの	<u>128,700</u>

改正前

別表第1（第2条、第3条関係）

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目

（単位：円）

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもの（手すりをつけることができる。）	4,800
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800

入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	97,200
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	72,360
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用できるもの	16,200
車いす（電動以外）	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	60,910
クールベスト	体温調節が著しく困難な者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880

パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170, 100
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を増設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	111, 460
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を増設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	146, 450
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	126, 360

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

（こども未来部こども保健福祉課）